報道発表資料

令和６年７月１９日
京都市環境政策局
担当　環境企画部環境保全創造課
電話　075－222－3955

京都市における大気、水質等環境調査結果（令和５年度）

京都市では、豊かな自然環境に育まれた文化や市民の暮らしを守り、うるおいと安らぎのある快適なまちを目指すため、地球温暖化対策、生物多様性保全、循環型社会の構築等に取り組んでいます。また、大気環境、河川・地下水水質、自動車騒音の状況等について毎年度環境調査を実施することで、生活環境の保全に努めています。

この度、令和５年度の調査結果について発表します。

１　大気に係る環境調査結果

（１）微小粒子状物質（PM2.5）等に係る常時監視結果

国の環境基準※1（以下「環境基準」という。）及び京都市環境保全基準※2（以下「市保全基準」という。）で定められている６項目の大気汚染物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント及び PM2.5）について、常時監視を行いました。

※1 国の環境基準：人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

※2 京都市環境保全基準：市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（京都市が独自に制定）

ア　調査地点（図１）

一般環境大気測定局（一般局）※1　９局
自動車排出ガス測定局（自排局）※2　５局

※1　一般局：一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握を目的とした測定局

※2　自排局：自動車排出ガスに起因する大気汚染の状況を常時監視することを目的とした測定局

図１　大気汚染常時監視地点

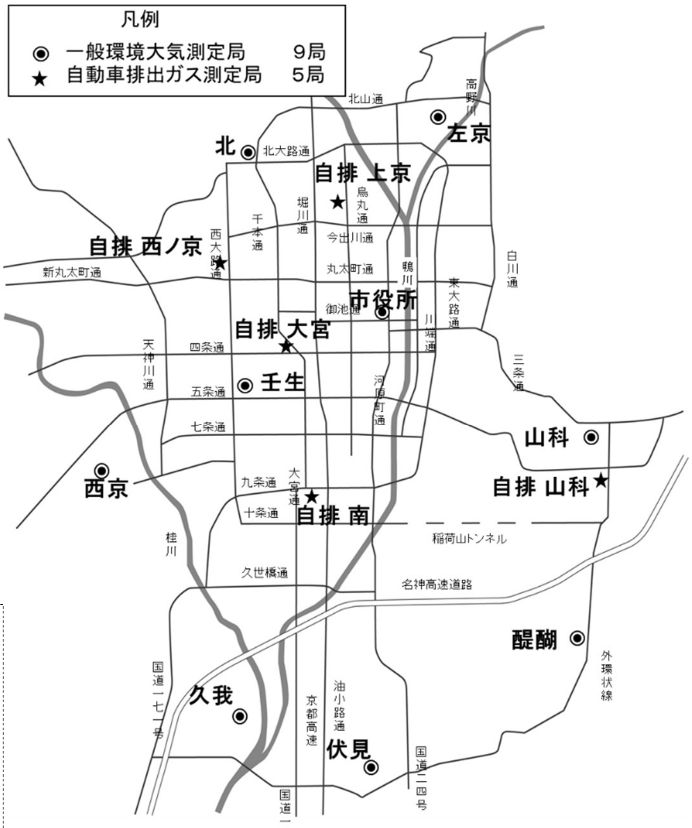

イ　結果概要

・二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、全測定局で環境基準及び市保全基準を達成しました（表１）。

・光化学オキシダントは、全測定局で環境基準及び市保全基準を達成していませんでした。光化学スモッグ注意報※1の発令日数は１日でした。

・PM2.5 は、全測定局で環境基準及び市保全基準を達成していました（表２）。なお、当日の PM2.5 の測定値が、国の定めた「注意喚起のための暫定指針値」（１日平均値７０μg/m³）を超えるおそれが高いと判断された場合は、注意喚起情報※2を発出しますが、本市では、これまでに発出の実績はありません。

※1 光化学スモッグ注意報は、光化学オキシダント濃度が環境基準値の２倍（０．１２ppm）以上となり、その濃度が一定継続すると認められる場合に発令し、本市ホームページに掲載するほか、区役所・支所等での情報掲示、メール及び FAX の送信、X（旧ツイッター）の活用等により発信し、市民、学校機関等に対して、速やかに周知します。

※2 PM2.5 注意喚起情報は、光化学スモッグ注意報の発令と同様に周知します。

表１　大気汚染物質（PM2.5 は除く。）の環境基準及び市保全基準の達成状況

	大気汚染物質（単位）	測定結果※1 最小値～最大値	環境基準		市保全基準	
			達成率※2	基準値	達成率※2	基準値
一般局	二酸化硫黄(ppm)	0.001 ～0.002	100%(4/4)	0.04	100%(4/4)	0.02
	二酸化窒素(ppm)	0.016 ～0.024	100%(9/9)	0.06	100%(9/9)	0.04
	浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.027 ～0.038	100%(8/8)	0.10	100%(8/8)	0.10
	光化学オキシダント(ppm)	0.095 ～0.124	0%(0/9)	0.06	0%(0/9)	0.06
自排局	二酸化窒素(ppm)	0.018 ～0.030	100%(5/5)	0.06	100%(5/5)	0.04
	浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.030 ～0.038	100%(5/5)	0.10	100%(5/5)	0.10
	一酸化炭素(ppm)	0.5 ～0.5	100%(3/3)	10	100%(3/3)	5

※1 測定結果の値は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の場合、「日平均値（２％除外値又は９８％値）」、光化学オキシダントの場合、「１時間値の最高値」を示し、いずれの値も環境基準又は市保全基準の達成状況の評価値です。

※2 （　）内は、「環境基準又は市保全基準を達成した測定局数/測定を実施した測定局数」を示します。

表２　PM2.5 の環境基準及び市保全基準の達成状況

	年平均値			日平均値			環境基準・市保全基準 達成率※3、4
	測定結果 最小値～最大値	環境基準・市保全基準※2		測定結果※1 最小値～最大値	環境基準・市保全基準※2		
		達成率※3	基準値		達成率※3	基準値	
一般局	8.9～11.0	100%(6/6)	15	20.5～23.8	100%(6/6)	35	100%(6/6)
自排局	8.2～10.2	100%(5/5)		20.9～22.8	100%(5/5)		100%(5/5)

（単位：μg/m³）

※1 日平均値の測定結果の値は、「９８％値」を示します。

※2 PM2.5 の市保全基準は、環境基準と同値を設定しています。

※3 （　）内は、「環境基準及び市保全基準を達成した測定局数/測定を実施した測定局数」を示します。

※4 各測定局において、年平均値及び日平均値の両方が基準値以下である場合に、基準を達成していると判断しています。

ウ　経年変化

全測定項目において、年平均値は、ほぼ横ばい又は緩やかな改善傾向です（図２～７）。

図２　二酸化硫黄濃度の経年変化

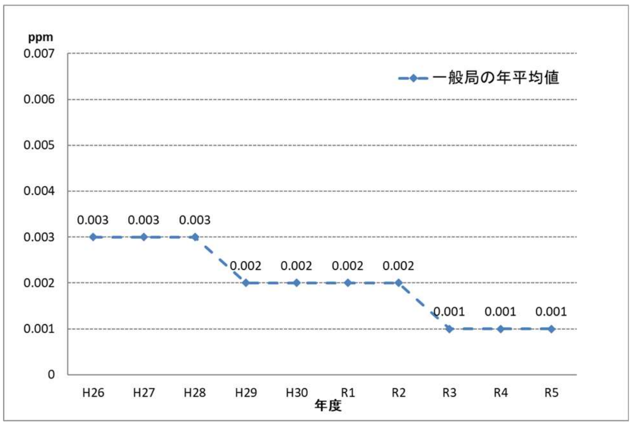

図３　二酸化窒素濃度の経年変化

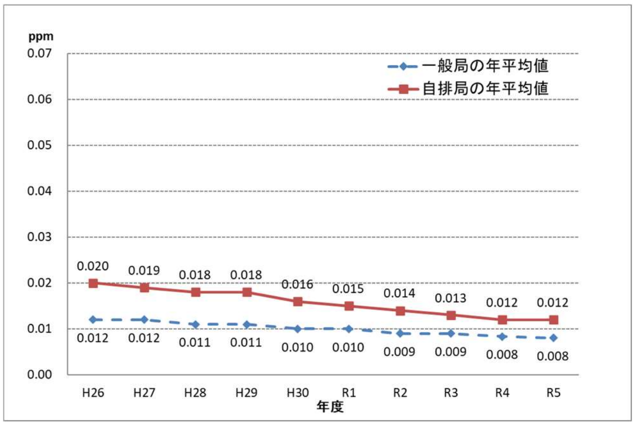

図４　浮遊粒子状物質濃度の経年変化

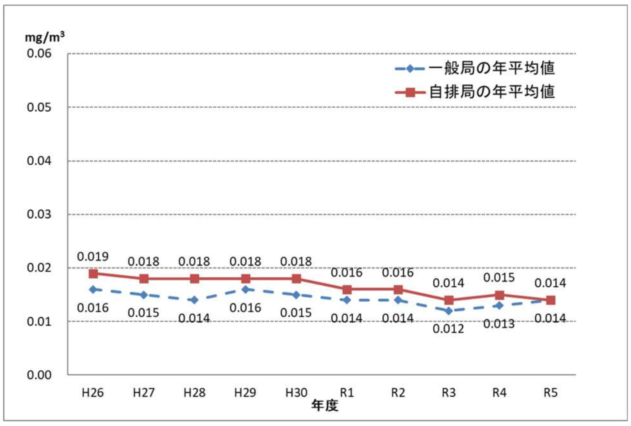

図５　一酸化炭素濃度の経年変化

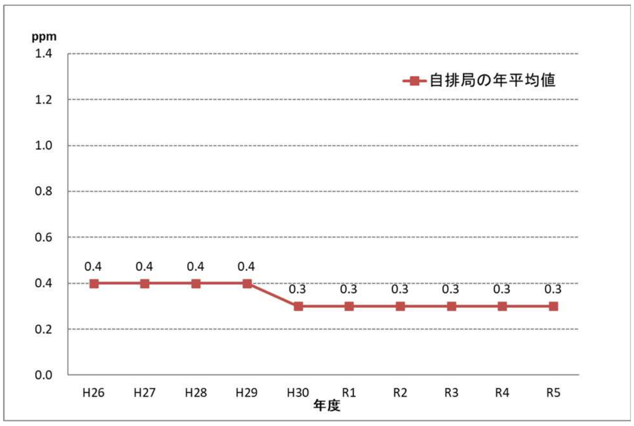

図６　光化学オキシダント濃度の経年変化

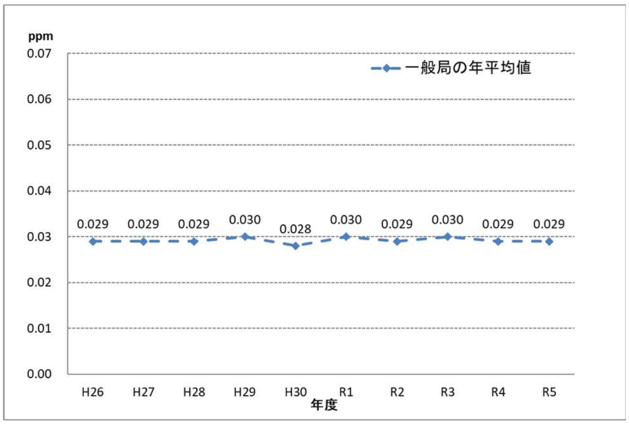

図７　PM2.5 濃度の経年変化

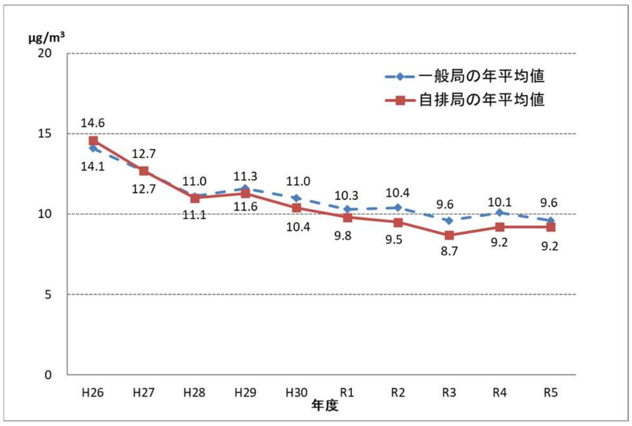

（２）有害大気汚染物質モニタリング調査結果

有害大気汚染物質（継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの）のうち、優先取組物質について、ベンゼン等の揮発性有機化合物及びクロム等の金属類の２２物質を対象として調査を行いました。

ア　調査地点

全国標準監視地点１地点（左京区総合庁舎）、地域特設監視地点３地点（南部まち美化事務所、自排大宮局、自排山科局）の計４地点

イ　結果概要

いずれも調査を行った全地点で、環境基準及び市保全基準等を達成していました。

2　水質に係る環境調査結果

（１）河川水質常時監視結果

水質汚濁に係る環境基準及び市保全基準に定められる、生活環境の保全に関する項目及び人の健康の保護に関する項目について、市内２２河川４２地点で水質の常時監視を行いました（図８）。

ア　生活環境の保全に関する項目

水質汚濁の代表的な指標であるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）は、環境基準の水域類型が当てはめられている１３水域２６地点の全地点で環境基準を達成していました（表３）。

また、市保全基準の水域類型が当てはめられている２５水域３７地点の全地点で市保全基準を達成していました。

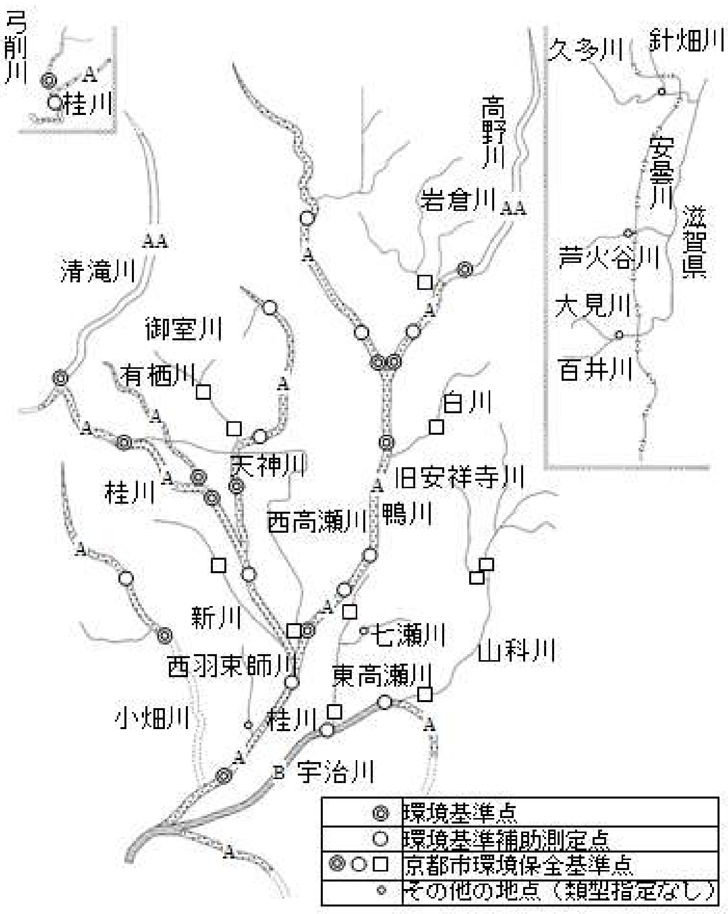

図８　河川水質常時監視地点

表３　ＢＯＤの環境基準及び市保全基準の達成状況

類型※1		水域数※2	達成水域数（達成率(%)）	測定地点数	達成地点数（達成率(%)）
環境基準	AA	2	2（100）	2	2（100）
	A	11	11（100）	22	22（100）
	B	※3［1］	※3［1（－）］	2	2（100）
	C	0	0（－）	0	0（－）
	計	13	13（100）	26	26（100）
市保全基準	AA	3	3（100）	3	3（100）
	A	20	20（100）	32	32（100）
	B	0	0（－）	0	0（－）
	C	2	2（100）	2	2（100）
	計	25	25（100）	37	37（100）

※1　環境基準又は市保全基準により定められた水域類型であり、類型 AA に最も厳しい基準値が適用され、続いて A、B、C の順となります。
※2　環境基準又は市保全基準の水域類型が当てはめられている水域の数
※3　水域の環境基準の達成状況を把握する環境基準点が市内になく、環境基準補助測定点において、水域全体の評価を行っている水域数及び達成水域数を［ ］で表します。

水生生物の保全に係る項目である全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「ＬＡＳ」という。）の３項目については、環境基準の水域類型が当てはめられている２河川（桂川及び宇治川）４水域８地点の全地点で環境基準を達成していました（表４）。

また、市保全基準の水域類型が当てはめられている４河川（鴨川、高野川、桂川及び宇治川）１１水域１８地点の全地点で市保全基準を達成していました。

表４　全亜鉛、ノニルフェノール及びＬＡＳの環境基準及び市保全基準の達成状況

類型※1		水域数※2	達成水域数（達成率(%)）			測定地点数	達成地点数（達成率(%)）		
			全亜鉛	ノニルフェノール	LAS		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
環境基準	生物A	1	1 (100)	1 (100)	1 (100)	1	1 (100)	1 (100)	1 (100)
	生物特A	0	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0	0 (－)	0 (－)	0 (－)
	生物B	3	3 (100)	3 (100)	3 (100)	7	7 (100)	7 (100)	7 (100)
	生物特B	0	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0	0 (－)	0 (－)	0 (－)
	計	4	4 (100)	4 (100)	4 (100)	8	8 (100)	8 (100)	8 (100)
市保全基準	生物A	2	2 (100)	2 (100)	2 (100)	2	2 (100)	2 (100)	2 (100)
	生物特A	0	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0	0 (－)	0 (－)	0 (－)
	生物B	9	9 (100)	9 (100)	9 (100)	16	16 (100)	16 (100)	16 (100)
	生物特B	0	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0	0 (－)	0 (－)	0 (－)
	計	11	11 (100)	11 (100)	11 (100)	18	18 (100)	18 (100)	18 (100)

※1　生　物　A：イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A：生物Aの水域のうち、生物Aに掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生　物　B：コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特B：生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bに掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
※2　環境基準又は市保全基準の水域類型が当てはめられている水域の数

イ　人の健康の保護に関する項目

カドミウム、全シアン等２６項目について、調査を行った２０河川３８地点の全地点で環境基準及び市保全基準を達成していました。

（２）地下水質常時監視結果

地下水質の常時監視として、揮発性有機化合物、重金属、ＰＣＢ等２７項目を対象に、全体的な地下水質の状況を把握するため市内４６地区を４年間に分けて実施する「概況調査」と、過去に汚染が確認された地点について継続的にその動向を把握するために実施する「継続監視調査」等を行っています。

ア　調査地点

４２地点（概況調査１１地点、継続監視調査等３１地点）

イ　結果概要

概況調査では、全１１地点で環境基準及び市保全基準を達成していました。継続監視調査等では、３１地点中２６地点で環境基準及び市保全基準を達成していました（表５）。

表５　地下水質調査結果

環境基準項目 市保全基準項目			項目数	概況調査	継続監視 調査等※	地点数 合計※
項目別 結果	揮発性有機 化合物	テトラクロロエチレン	1	11	20(3)	31(3)
		他の揮発性有機化合物	11	11	20	31
	重金属 ・ＰＣＢ	砒素	1	11	4(2)	15(2)
		他の重金属及びＰＣＢ	7	11		11
	農薬類		4	1		1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1	11	6	17
	ふっ素		1	11		11
	ほう素		1	11		11
地点別結果			27	11	31(5)	42(5)

※（　）内は、「環境基準及び市保全基準非達成地点数」を表します。

３　ダイオキシン類に係る環境調査結果

ダイオキシン類に係る汚染の状況について把握するため、大気、河川水質、河川底質、地下水及び土壌について、常時監視を行いました。

令和５年度は、全地点で環境基準を達成していました（表６）。

なお、大気調査結果及び河川水質調査結果の経年変化は、近年はほぼ横ばいで推移しています（図９、１０）。

表６　ダイオキシン類環境調査結果

項目（単位）	地点数※1	平均値	測定結果※2 最小値～最大値	環境基準
大　気　（pg-TEQ/m³）	9	0.0092	0.0076　～ 0.011	0.6
河川水質（pg-TEQ/L）	13	0.042	0.017　～ 0.18	1
河川底質（pg-TEQ/g）	13	0.50	0.17　～ 1.7	150
地 下 水（pg-TEQ/L）	10	0.019	0.015　～ 0.043	1
土　　壌（pg-TEQ/g）	14	0.43	0.0022　～ 3.1	1,000

※1「大気」、「河川水質」及び「河川底質」の測定地点は、毎年、同じ場所です。
※2「大気」及び「河川水質」の測定結果は、各地点の年平均値の範囲です。

図９　大気調査結果の経年変化

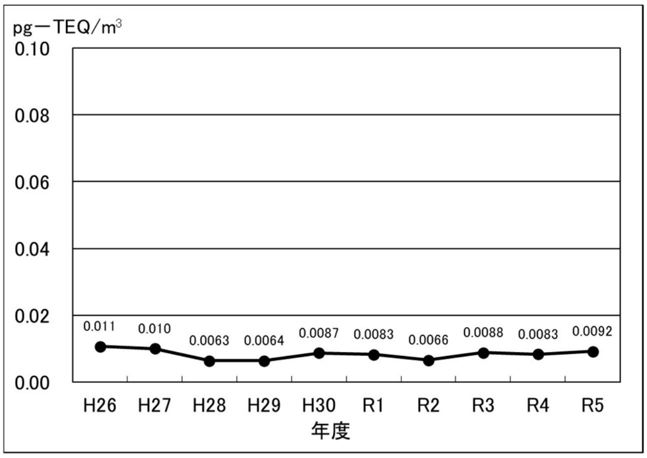

図１０　河川水質調査結果の経年変化

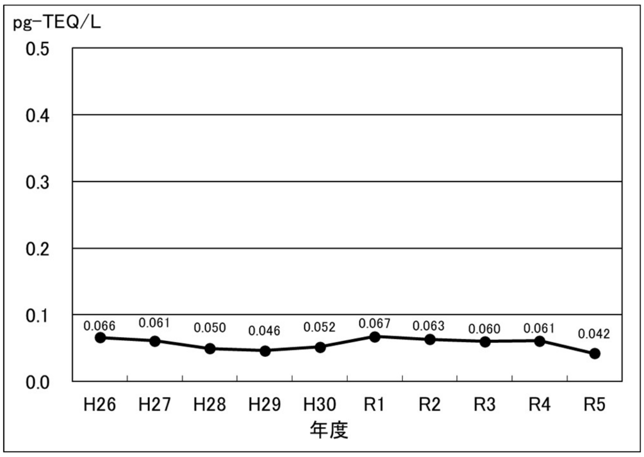

４　自動車騒音に係る環境調査結果

自動車騒音の常時監視については、市内の主要道路の評価区間において騒音測定をしており、その測定結果を基に、道路に面する地域の住居等※を対象として、環境基準の達成状況を評価しています。

令和５年度は、３３地点（評価区間６０区間、評価対象戸数３６，５３４戸）で測定した結果、昼間（午前６時～午後１０時）及び夜間（午後１０時～翌日の午前６時）ともに環境基準を達成していた住居等の戸数は、３５，１０３戸（９６．１%）でした（図１１）。

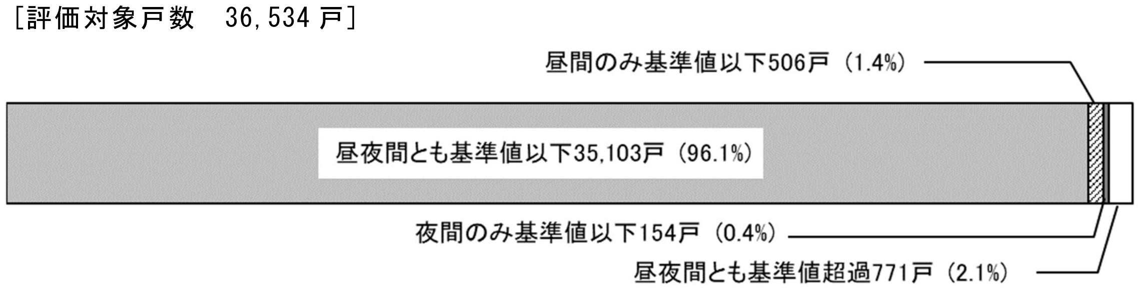

※ 住居等：居住に供する建物（独立住宅や集合住宅、併用住宅等）に加えて、病院や老人ホーム等の社会福祉施設、学校や美術館等の教育施設の用に供される建物

図１１　環境基準の達成状況

５　その他

掲載している調査結果は概要です。詳細な調査結果についてはホームページ（京都市情報館）を御覧ください。

（公開ＵＲＬ）

https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000132625.html